

2025 年度（令和 7 年度）  
京都大学経済研究所  
プロジェクト研究公募要領

京都大学経済研究所は、平成 22 年度に文部科学大臣より共同利用・共同研究拠点「先端経済 理論の国際的共同研究拠点」に認定されたことを受け、同拠点の事業として、プロジェクト研究を公募します。プロジェクト研究とは、経済学における重要と認められるテーマについて、所外の研究者が本研究所の教員と共同で、本研究所の研究資源を活用して一年度にわたって集中的に行う研究です。なお、海外研究者の短期集中滞在研究についても対象となります。プロジェクトにおいて、一般社会への情報発信活動を積極的にを行うことを推奨いたします。

1. 応募資格

大学・研究機関の研究者またはこれに相当する方とします。研究分担者として、大学院生を含めることができます。

2. 研究期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとします。

3. 研究課題

プロジェクト研究の研究課題は、（1）メインテーマ研究課題と（2）一般研究課題から 成ります。

（1）メインテーマ研究課題 メインテーマは、共同利用・共同研究運営委員会が年度ごとに定める重点的な研究テーマです。2025 年度のメインテーマは「グローバル社会システムの頑健性に関する経済分析」です。メインテーマに沿った研究課題を、応募者自らが提案してください。

（2）一般研究課題 一般研究課題は、メインテーマ以外の経済学の重要分野について、応募者が自由に提案する研究課題です。

4. 研究組織

研究組織は研究代表者と研究分担者で構成します。研究代表者は申請を行う者で、申請の採択後はプロジェクト研究実施の中核的役割を担い、研究期間終了後に成果報告を行う者です。研究代表者は、本研究所の教員以外の者としてください。

研究分担者は、研究代表者とともにプロジェクト研究を遂行する者です。研究分担者には、本研究所の教員が含まれることが必要です。

女性・若手研究者を代表とする申請を特に歓迎します。

※ここでいう本研究所の教員とは、経済研究所に所属する教授・准教授・講師・助教・特定教授・特定准教授・特任教授をいいます。

## 5. 支給経費上限及び用途

一件につき、70 万円を上限とし、用途はプロジェクト研究の遂行に必要なものに限られます。旅費、滞在費（研究集会等参加者にも使用できます）、謝金（ただし RA の雇用は京都大学院生に限り所内分担者が監督できることとします）、会議費（会場使用料、ランチミーティング代金等）、消耗品費、印刷費がその例です。所内分担者を通じての執行が必要であり、用途に制約もあるため、詳細はお問合せください。なお、審査の結果、配分される経費が申請額から増減する場合があります。

### 【参考 URL】

国立大学法人京都大学旅費規程：

[https://www.kyoto-u.ac.jp/uni\\_int/kitei/reiki\\_honbun/w002RG00000922.html](https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000922.html)

国立大学法人京都大学旅費規則：

[https://www.kyoto-u.ac.jp/uni\\_int/kitei/reiki\\_honbun/w002RG00000934.html](https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000934.html)

国立大学法人京都大学が実施する会議における飲食費支出基準

[https://www.kyoto-u.ac.jp/uni\\_int/kitei/reiki\\_honbun/w002RG00001304.html](https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00001304.html)

## 6. 謝辞について

プロジェクト研究の成果が論文、書籍等として公刊される場合に、京都大学経済研究所共同利用・共同研究拠点のプロジェクト研究の成果である旨を記載ください。

## 7. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、下記 E-mail アドレス宛てにメールで提出して下さい。申請書は和文・英文のいずれか一方を提出していただければ十分です。

締切日時：2025（令和7）年1月6日（月）午前9時

提出先：共同利用・共同研究拠点支援室

e-mail: jur.supportoffice\*kier.kyoto-u.ac.jp（\*を@に変えてください）

提出後3日以内（土日除く）に、こちらからの返答がない場合、再度ご提出願います。なお、採択されたプロジェクト研究については、申請書の内容を、本拠点の出版物やホームページなどで公開させて頂くことがあります。

## 8. 採否通知

共同利用・共同研究運営委員会の議を経て採否を決定し、2025年2月末までに、申請者に通知します。なお、分担者の同意が得られていないなど、申請書の記載内容が事実と異なる場合は、採択を取り消すことがあります。

## 参考

京都大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点ホームページ

<https://www.jur.kier.kyoto-u.ac.jp/>